

滋賀県私立中等教育学校の設置認可等に関する審査基準

平成22年8月1日施行

滋賀県知事（以下「知事」という。）が、私立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の設置、および後期課程の学科の設置ならびに中等教育学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）その他の法令の規定によるほか、この基準により審査する。

第1 中等教育学校の設置または後期課程の学科の設置認可

1 基本的条件

中等教育学校の設置または後期課程の学科の設置については、適正な教育条件を確保するため、生徒数の将来動向を考慮した適切な規模であること。

2 名称

- (1) 中等教育学校の名称は、当該中等教育学校の目的に照らし、中等教育学校の名称としてふさわしいものであること。
- (2) 既存校の名称と紛らわしくないものであること。

3 学級数

1学年の学級数は、原則として2学級以上であること。

4 教職員の数

教職員の数は、前期課程においては中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）の、後期課程においては高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）の関係規定をそれぞれ準用し合算した数以上であること。ただし、校長については1人とし、教頭については1人以上とすること。

5 立地条件

中等教育学校の位置は、教育上および安全上適切な環境にあること。

- (1) 崖崩れ等自然災害に対して安全であること。
- (2) 土壌が健康に被害をおよぼすような物質に汚染されていないこと。
- (3) 教育上ふさわしくない施設が近隣に立地していないこと。

6 校地、校舎、施設および設備

- (1) 校舎および運動場の面積は、前期課程においては中学校設置基準を、後期課程においては高等学校設置基準の関係規定をそれぞれ準用する。ただし、教育上支障がない場合は、前期課程および後期課程において学級数に相当する普通教室を除き、共用することができる。
- (2) 体育館の面積は、前期課程においては義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）に定める基準面積を、後期課程においては公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（昭和32年4月4日文施助第62号文部大臣裁定）の第4公立学校建物の校舎等基準表の4の(2)に定める屋内運動場の基準面積を標準とする。ただし、前期課程および後期課程で共用する場合には、後期課程の基準面積の算定方法を用いることができ、生徒1人当たりの基準面積は全生徒数を後期課程の生徒数とみなして面積を算定する。
- (3) 校舎および施設は、原則として同一の敷地内または隣接地にあること。
- (4) 校地、校舎、施設および設備は、原則として専用かつ自己所有とする。ただし、国・地方公共団体が所有する施設を長期にわたり安定して使用する条件を取得している場合であって、かつ、教育上および安全上支障がない場合は、この限りでない。
- (5) 校地、校舎および施設は、不審者侵入等に対する安全管理体制に配慮されていること。

7 知事以外の所轄に属する学校法人が設置者の場合

知事以外の所轄に属する学校法人が中等教育学校の設置をする場合は、1から6までのほか、次の基準による。

(1) 設置する中等教育学校の校地、校舎、施設および設備

滋賀県学校法人等の寄附行為の変更の認可に関する審査基準の1を準用する。

(2) 経営財産

滋賀県学校法人等の寄附行為の変更の認可に関する審査基準の2を準用する。

- (3) 既設校
滋賀県学校法人等の寄附行為の変更の認可に関する審査基準の 3 を準用する。
- (4) 寄附行為の変更
当該学校法人の所轄庁が当該学校法人の寄附行為の変更認可をすることが、
确实であること。

第 2 中等教育学校の収容定員に係る学則の変更認可

- 1 「第 1 中等教育学校の設置認可」の 1 から 6 までを準用する。
- 2 滋賀県学校法人等の寄附行為の変更の認可に関する審査基準の 1、2 の (1)
および 3 を準用する。